様式第3号（第4条関係）

**国頭村地域交流スペースメンバー契約書**

（契約の締結）

第１条　貸主　国頭村長　　　　　（以下「甲」という。）及び使用者　　　　　　（以下「乙」という。）は、コワーキング機能の使用について、以下の条項により国頭村地域交流スペースのメンバー契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（施設）

第２条　甲は、甲が所有する次に掲げる施設を乙に使用させるものとする。

　名　　称　国頭村地域交流スペース（コワーキングスペース機能）

　住　　所　国頭村字辺土名119番地６　１Ｆ

　住所使用　□有　・　□無

席使用　□有（　　席）・　□無

（契約期間）

第３条　契約期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

ただし、使用料金の支払いがない場合はその月を持って解約とする。

（使用料金）

第４条　施設の使用に係る料金は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 料　金 | 備　考 |
| 月　額 | 円 | 会費＋住所利用料＋席利用料 |
| 契約額 | 円 |

２　乙は前項の利用料を前納しなければならない。

（使用時間）

第５条　乙がコワーキングスペース機能を利用できる時間は、午前10時から午後7時までとする。

（施設の使用不可日）

第６条　施設の休館日と交流スペースの貸切り使用がある場合は使用ができないこととする。

（乙の遵守事項）

第７条　乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 施設内の備品は、適切に取り扱うこと。
2. 所定の場所以外で飲食、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
3. その他、施設の借用に関して甲が必要と認めること。

（制限される行為）

第８条　乙は、施設において次に掲げる行為をしてはならない。

1. 許可を受けた個人、又は法人以外に使用させないこと。
2. 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
3. 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
4. 外の使用者に迷惑を及ぼす行為をすること。
5. その他、施設の使用にふさわしくない行為をすること。

（契約の解除）

第９条　甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除できる。

（損害賠償）

第10条　乙は、故意又は過失により備品及び設備を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。但し、やむを得ない事由により、甲が特に必要と認める場合はこの限りでない。

２　乙は、施設の備品及び設備を破損、汚損又は滅失したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（事故免責）

第11条　施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

（協議）

第12条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約書２通を作成し、甲乙それぞれその１通を保有する。

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　貸主（甲）　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　使用者（乙）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名